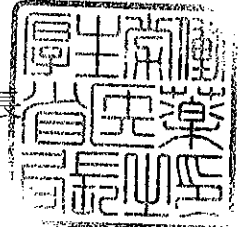


医薬発第273号
平成13年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長



薬用歯みがき類製造（輸入）承認基準及び浴用剤製造
（輸入）承認基準の一部改正について

薬事法第14条第1項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件（昭和36年2月厚生省告示第15号）が平成13年3月31日をもって廃止されることに伴い、薬用歯みがき類製造（輸入）承認基準及び浴用剤製造（輸入）承認基準の一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下関係業者に対して周知方願いする。

なお、本基準の改正は、平成13年4月1日以降に製造（輸入）承認申請された品目について適用する。

記

- 1 平成6年3月15日薬発第241号厚生省薬務局長通知「薬用歯みがき類製造（輸入）承認基準等について」の別紙の2の2）中「化粧品種別許可基準（昭和61年7月29日薬審2第678号）の歯みがきの項のとおりとする」を「別途課長通知により定めることとする」に改める。
- 2 平成10年3月24日医薬発第293号厚生省医薬安全局長通知「浴用剤製造（輸入）承認基準について」の別紙の2の（3）中「化粧品種別許可基準（昭和36年2月厚生省告示第15号の別表）の入浴用化粧品の項のとおりとする」を「別途課長通知により定めることとする」に改める。

